

議 長 次に、日程第3「議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、御説明させていただきます。

改正の理由としましては、地方公務員法の一部改正に伴いまして、関係する8つの条例を一括して改正し、2つの条例を廃止するものでございます。それでは恐れ入りますが、議案を7枚おめくりいただきまして、8枚目の参考資料1をお願いいたします。新旧対照表でございます。

最初にですね、第1条関係の松田町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例です。右が現行で左が改正案でございます。1ページから2ページにわたるものでございます。こちらのほうの条例は、地方公務員法の改正に伴います条ずれや条の廃止や、また再任用短時間勤務職員を規定している条文を、定年前再任用短時間勤務職員に改めるなど、分限の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして3ページをお願いいたします。松田町職員の分限に関する手続及び考課に関する条例の一部を改正する条例、第2条関係につきましては、この条例につきましては職員に降任、免職、または休職といった処分をする場合の手続を定める条例でございます。地方公務員法第27条第2項では、給料を下げる、降給をする場合は、条例で定める事由によらなければならないとされていることからですね、役職定年による降給の処分についても、この条例に必要な事項を新たに定めるものでございます。第1条の趣旨の規定でございますが、こちらのほうに降給の処分を追加するものでございます。

附則第1項に、見出しとしまして、施行期日を付し、附則に降給に関する経過措置の見出しと2項を加えるものでございます。

第2項は降給に関する経過措置として、60歳以降における給与を7割水準とする給与条例附則第14項の規定による降給を追加するものでございます。

附則第3項として、給与を7割水準とする場合の本条例の第2条第2項に規

定する書面通知を行うことを規定するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。職員の懲戒の
手続及び考課に関する条例の一部を改正する条例、第3条関係でございます。
第3条では、懲戒として給与を減額する場合は、その発令された日に受ける1
か月の給料の10分の1以下の額を1日以上6か月以下の期間給与から減額する
こととしている規定において、60歳以降の給与を7割水準とする措置をはじめ
とする、給料が当初より下がった場合には、その下がった額の10分の1以下の
額を減額するとする規定を後段に追加したものでございます。

恐れ入ります、次ページ、5ページを御覧ください。松田町の職員の勤務時
間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第4条関係でございます。こ
ちらは5ページから7ページまでになりますが、この条例につきましては地方
公務員法の改正に伴います条ずれや再任用短時間勤務職員を規定している条文
を、定年前再任用短時間勤務職員に改めるなど、分限での改正を行うものでご
ざいます。

恐れ入ります、2ページをおめくりいただいて8ページ、8ページをお願い
いたします。松田町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第
5条関係につきましては、8ページから12ページになります。第2条では、一
部の非常勤職員や勤務延長された職員を、育児休業が取得できない職員として
列記しており、同条の第3項第4号に繰り下げ、第3号として役職定年が延長
された職員を追加することでございます。

8ページの第16条から12ページの第20条までは、地方公務員法の改正による
条ずれや条の削除、また再任用短時間勤務職員を規定している条文を、定年前
再任用短時間勤務職員に改めるなど、分限の改正を行っているものでございま
す。

恐れ入りますが、12ページをお願いいたします。附則でございます。附則と
して、給与条例附則第14号の規定が適用される、育児短時間勤務をしている職
員に関する読み替えの見出しをつけて第5項の規定を追加しているものでござ
います。

続きまして、13ページの松田町職員の公益等法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例、第6条関係になります。この条例は、松田町職員を公益的法人に派遣するために必要な事項を定めたもので、当町においては松田町社会福祉協議会、松田町シルバー人材センター、松田町観光協会に職員を派遣できることとなっております。第2条第2項には、非常勤職員や勤務延長された派遣することができない職員として列記されており、第2条第2項第1号中、再任用職員及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、同項の第4号を1号繰り下げ、第5号として役職定年が延長された職員を追加するものでございます。

1枚おめくりいただき、14ページをお願いいたします。松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例では、地方公務員法の条ずれにより改正を行うものでございます。

15ページの松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第8条関係でございます。第4条第9項では、再任用職員の給料月額について規定していたものを、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の求め方に改めるものでございます。第4条の2は、再任用短時間勤務職員の給料月額の求め方を規定しておりましたが、当該職員の廃止に伴い削除するものでございます。

次ページ、16ページをお願いいたします。16ページから23ページにつきましては、法制上の表現の修正や再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員などに分限を改める改正でございます。

恐れ入ります、23ページ、23ページをお願いいたします。給与条例の制定附則に第14項から第20項までの7項を新たに追加するものでございます。第14項は60歳に達した日の次の4月1日から給料月額を、それまでの給料の7割水準とするものでございます。附則第15項は、7割水準とする措置の適用除外となる職員として、第1号には非常勤職員を、第2号には松田町国民健康保険診療所において医療業務に従事する医師を、第3号に役職定年が延長された職員を列記したものでございます。

1枚おめくりいただき、24ページをお願いいたします。附則第16項は、役職

定年となった職員は降格した上で、その給与の7割水準の措置がされると2段階での減額となることから、役職定年前の給料月額を7割水準となるよう調整額を支給する規定でございます。

25ページをお願いいたします。附則第17項は、前項の調整額を支給する場合において、給料月額が降格後の給料表の最高号級を超えることがないようにする措置を定めたものでございます。附則第18項は、役職定年により役降りをした日と7割水準が措置される日までの間に、給料表等の改定がある場合など特別の事情があった職員について、必要と認められる場合は附則第16項と同様に調整額を支給するものです。附則第19号は、管理職でなかった職員で任用上の事情を考慮して、必要と認められる場合には附則第16項と同様に調整額を支給するものでございます。附則第20項は、施行に関して必要な事項を規則委任する規定でございます。

1枚おめくりいただいて26ページをお願いいたします。続いて別表第1、第3条関係の一般職員給料表から別表第2、第3条関係、医療職の給料表までの改正は、職員の区分欄における再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、給料月額の欄を加える改正を行い、この欄は再任用職員の給料月額を定めていたものを、定年前再任用短時間勤務職員に改めるとともに、基準給料月額の欄を加え改正するものでございます。

続いて改正文により御説明を申し上げます。参考資料ですね、議案の9ページお願いいたします。議案の9ページお願いいたします。議案本文9ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。議案本文の9ページでございます。よろしいですか。定年前再任用短時間勤務制の導入によりまして、現行の再任用職員制度が廃止になることから、第9条の松田町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

続いて本条例の改正の附則について御説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、10ページお願いいたします。附則第1条は、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

附則第2条では、この附則において各号に上げる用語の定義を規定したもの

でございます。

第3条は、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と見なして、改正後の勤務時間、休暇等の条例に定める1週間の勤務時間の規定を適用するものでございます。

第4条は、条例改正前に勤務延長した職員についても、改正後の公益法人派遣条例に定める派遣できない職員の規定を適用するものです。

第5条は、暫定再任用フルタイム職員の給料月額を給与条例の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄の基準給料月額とするものでございます。

11ページをお願いいたします。第2項は、育児短時間勤務をしている暫定再任用フルタイム職員の給料月額を、前項の給料月額を基準に勤務時間により求める額とするものでございます。

第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額を、定年前再任用短時間勤務職員と見なして求められる額とするものでございます。

第4項は、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と見なして、改正後の給与条例に定める通勤手当、時間外手当の規定を適用するものでございます。

第5項は、暫定再任用フルタイム職員を定年前再任用短時間勤務と見なして、改正後の給与条例に定める期末手当の規定を適用するものでございます。

恐れ入ります、12ページをお願いいたします。第6項は、勤勉手当における職員の区分ごとの総額の算定に係る規定の適用について、定年前再任用短時間勤務職員の区分に暫定再任用職員を加える規定としております。

第7項は、暫定再任用職員について、改正後の給与条例の初任給や扶養手当、住居手当に関する規定を適用除外とするものでございます。

第8項、は改正前に勤務延長をした職員については、給与を7割水準とする措置をはじめとする給与条例に新たに定めた…は適用除外とする規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ありませんか。質疑なしとのお声ですが、質疑を省略して討論に入ってよろしいでしょうか。

(「省略」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。